

## 一般の意見の概要と事業者の見解

一般の意見の概要	事業者の見解
<p>これまでの米軍基地跡地で、予測がつかない投棄がなされ、汚染が広範囲に広がる可能性があるという沖縄での経験が反映されていない。支障除去調査のためにもこれまでの経験をレビューし、環境影響評価に反映させること。</p>	<p>土壌汚染等の支障除去措置については、環境影響評価の対象外となっております。</p> <p>市は今後、方法書以降の手続きで、沖縄防衛局から支障除去措置における計画の内容や時期・場所、進捗状況及び調査結果等の提供を受け、これらを踏まえた上で、環境影響への予測及び評価に反映させるようにします。</p>
<p>汚染の影響なども含め、隣接市町村等の行政機関の長の意見も配慮すべきである。宜野湾市は、北谷町域への影響を配慮書で記述しているが配慮していない。</p>	<p>配慮書の中で「隣接する市町村等の関係する行政機関の長の意見は求めないこととする」と記載していましたが、沖縄県から条例に基づき行うよう指導があり、北谷町長に対し意見を求めました。その結果、「意見なし」という回答を頂きました。</p>
<p>配慮書の作成者、作成過程、関わった専門家などが不明であり、透明性、説明責任が担保されていない。</p>	<p>方法書以降、作成過程に関わった専門家等を記載し、信頼性の確保に努めます。</p>
<p>環境影響評価制度の踏まえ、説明のわかりやすさ、意見提出の方法に配慮し、双方向性のあるコミュニケーション過程を実現してほしい。</p>	<p>計画段階環境配慮書は、沖縄県環境影響評価条例改正後初めてにあたる配慮書でした。</p> <p>市として初めての環境影響評価の対応に、説明会は実施しておりませんが、可能な限り公告・公表に努めました。</p> <p>今回の住民意見を参考にして、方法書以降の手続きにおいては、広く意見を募るための提出方法や説明会を開催するよう努めます。</p>
<p>本アセスについて、配慮書実施前の議論や説明などが必要であったのではないかと。説明会については努力義務規定ではあるが、事後でも自主的に実施すべきである。</p>	
<p>沖縄県環境影響評価条例第4条の6第2項に規定されている配慮書の内容を周知させるための説明会を速やかに開催して下さい。そして説明会で出された意見も、意見として取り扱って下さい。</p>	
<p>埋蔵文化財への影響評価が完了していないこの時点での影響評価は不完全であるため、少なくとも表5.8.2-2、表5.8.3-1、表6.1.1(3)には埋蔵文化財への影響評価が不完全であることを脚注として示すべきです。</p>	
<p>配慮書の広告・縦覧の段階で埋蔵文化財の試掘調査が終了していないため、試掘中に、重要な埋蔵文化財が発見された場合には、その事実を速やかに市民や県民に公開し、説明会等を通して、その価値を市民、県民に周知し、宜野湾市文化財保護審議会等に諮問を求めた上で、必要な場合には、土地利用計画を見直すことも検討して下さい。</p>	<p>文化財調査は平成26年度から実施しており、平成28年度までに試掘調査を完了する計画で進めております。試掘中に重要な埋蔵文化財が発見された場合は、宜野湾市文化財保護審議会を開催するなど必要な手続きを実施後、必要に応じて跡地利用計画への反映を検討します。</p>